

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

地 域 班 設 置 規 程

# 公益社団法人四街道市シルバー人材センター

## 地域班設置規程

### （趣旨）

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という）に設置する地域班の組織及び運営について必要な事項を定める。

### （目的）

第2条 地域班は、同地域に居住する会員が互いに連絡を密にし親睦を深めること、センター会員としての意識を高めること、地域社会に対しセンター事業の普及に務めることにより、自主・自立・共働・共助の理念に基づくセンター運営に寄与することを目的とする。（別表1）

### （組織）

第3条 地域班は四街道市内を、小学校区を基本にした12地区に分けて組織する。ただし、会員数等地域の状況に応じて地区を統合して編成することができる。（別表2）

- （1）各地区内の小学校区ごとに会員数に応じて班を置く。
- （2）前項の班の編成は、概ね5人から30人を原則とする。
- （3）班の編成、構成人員については、各地区の実情を考慮し、毎年度6月に見直す。

### （役員）

第4条 地区に地区長（1名）副地区長（2名）を、各班に班長（1名）を置き、会員の中から互選により適任者を選び、会長が委嘱して理事会に報告する。

### （職務）

第5条 前条の役員の職務は次のとおりとする。

#### （1）地区長

- ア センターの理念の浸透、会員相互の交流親睦を推進する。
- イ センターからの会員に対する情報等を班長へ配布する。
- ウ 地区内の情報（各班の構成・班員の要望・意見地区内の状況等）をセンターに連絡・調整する。
- エ 地区ごとに行う事業等を計画し実施する。
- オ センターのPRを行う。

#### （2）副地区長

- ア 地区長の職務を補佐し、地区長に事故あるときはその職務を代行する。

### (3) 班長

- ア 班員相互の交流を図り、親睦を深めると共にセンター事業への出席を会員に奨励する。
- イ センターからの情報等を班員に配布する。
- ウ 班員の情報（就業状況、健康状況等）の把握に努め、必要と認められた場合地区長へ連絡する。
- エ 班員と共に班内の市民の方々にセンター事業のPRに努める。

### (会議等)

第6条 地域班の会議は、地区長会議、班長会議及び地区会議とし、必要に応じ地区研修会等を行うものとする。

- (1) 地区長会議は、年に2回上期、下期に開催するものとし会長が招集し、参加対象者は各地区長、副地区長、三役及び事務局職員とする。
- (2) 地域班長会議は、年度計画により開催するものとし地区長が招集し、参加対象者は、地区長、副地区長、班長及び事務局職員とする。
- (3) 地区会議は、原則として年1回開催するものとし、会長が招集し、参加対象者は地区会員全員、三役及び事務局職員とする。

2 会長は、前項第2号の規定にかかわらず、必要と認めるとき、別の定めにより会議を招集することができる。

### (任期)

第7条 地区長、副地区長及び班長の任期はそれぞれ1期2年とし、再任できるものとする。原則として2期（4年）をもって交替とするが、地区の実情に応じ対応できるものとする。

### (委託費)

第8条 役員には、別に定める「公益社団法人四街道市シルバー人材センター地域班運営委託費規程」に基づき、委託費を支払うことができるものとする。

### (委任)

第9条 この規程の施行について、必要な事項は理事会の議決を経て定める。

### (改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の決議によるものとする。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程（第6条第2項）は、平成30年4月1日より施行する。

### 別表1

#### 会議以外の主な活動例

- ① 地域清掃ボランティア活動
- ② 交通安全週間における小学生登校の見守り活動。（年4回）
- ③ 小学校の除草作業（年1回）
  - ※ 上記活動のうちいずれかに年1回以上参加する。
  - なお、これらの活動は2時間を超えないよう計画する。
- ④ 親睦的事業
- ⑤ センターからの要請による活動等

### 別表2

#### 地域班編成表

- ① 南・八木原小学校地区
- ② 四街道小学校地区
- ③ 中央小学校地区
- ④ 旭・みそら・山梨・吉岡小学校地区
- ⑤ 大日小学校地区
- ⑥ 栗山小学校地区
- ⑦ 四和・和良比小学校地区